東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十九号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　世耕　弘成

内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十号

東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　齋藤　健

内閣総理大臣　安倍　晋三

所得税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十一号

所得税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部の施行及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、並びに同法附則、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（所得税法施行令の一部改正）

第一条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十七条」を「第百五十二条」に、「第二目　返品調整引当金（第百四十八条―第百五十二条）　第三目　退職給与引当金（第百五十三条―第百六十三条）」を「第二目　退職給与引当金（第百五十三条―第百六十三条）　第三目　延払条件付販売等」を「リース譲渡」に、「第二百二十一条」を「第二百二十条の二」に改める。

第一条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　配当控除、分配時調整外国税相当額控除又は外国税額控除　それぞれ法第二編第三章第二節（税額控除）に規定する配当控除、分配時調整外国税相当額控除又は外国税額控除をいう。

第一条の二第一項中「は、」の下に「国内にある」を加え、同項第一号を次のように改める。

一　事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場

第一条の二第一項第二号中「鉱山」の下に「、石油又は天然ガスの坑井」を加え、同項第三号中「で前二号に掲げる場所に準ずるもの」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　法第二条第一項第八号の四ロに規定する政令で定めるものは、非居住者又は外国法人の国内にある長期建設工事現場等（非居住者又は外国法人が国内において長期建設工事等（建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。以下この項及び第六項において同じ。）を行う場所をいい、非居住者又は外国法人の国内における長期建設工事等を含む。第六項において同じ。）とする。

3　前項の場合において、二以上に分割をして建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供（以下この項及び第五項において「建設工事等」という。）に係る契約が締結されたことにより前項の非居住者又は外国法人の国内における当該分割後の契約に係る建設工事等（以下この項において「契約分割後建設工事等」という。）が一年を超えて行われないこととなつたとき（当該契約分割後建設工事等を行う場所（当該契約分割後建設工事等を含む。）を前項に規定する長期建設工事現場等に該当しないこととすることが当該分割の主たる目的の一つであつたと認められるときに限る。）における当該契約分割後建設工事等が一年を超えて行われるものであるかどうかの判定は、当該契約分割後建設工事等の期間に国内における当該分割後の他の契約に係る建設工事等の期間（当該契約分割後建設工事等の期間と重複する期間を除く。）を加算した期間により行うものとする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。